

令和8年9月

## 令和8年8月27日からの大雨に伴う災害に係る スポットクーラーの貸与について

標記災害に際し、被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

この度の災害により、「床下浸水」の被害を受け、冷房器具を損失した世帯に対し、災害救助法に基づき下記のとおり生活必需品としてスポットクーラーの貸与を行います。

### 記

#### 1 支援の内容

##### (1) 対象者

住家の「床下浸水」の被害により、冷房器具を損失または損傷等により使用することができず、在宅での避難生活に直接スポットクーラーが必要な方。

住家の損壊状況は原則「り災証明書」により確認しますが、無い場合は「被災状況の写真」で判定を行います。

##### (2) 支援方法

羽咋市がリースにより調達したスポットクーラーを貸与します。

##### (3) 貸与期間

災害発生の日から令和8年9月30日(水)まで

#### 2 提出書類

①災害救助法に基づくスポットクーラー貸与申請書

②り災証明書の写し（無い場合は被災状況写真 ※デジタル画像可）

#### 4 支援の流れ

(1) 「災害救助法に基づくスポットクーラー貸与申請書」に必要事項を記入

(2) 市で審査の後、市から業者へ利用者世帯の情報を伝えます。

(3) 申請書記載の住所まで、業者がスポットクーラーを配送。

#### 【注意事項】

※貸与されるスポットクーラーは、市で定められた物のみとなります。

※配送は市が指定した日に限ります。

お問い合わせ  
羽咋市商工観光課  
羽咋市旭町ア 200 番地  
TEL 22-1118